

附属機関等関係諸規程

	ページ
1 栃木県国際戦略推進専門委員会設置要綱	1
2 附属機関等の設置及び運営に関する要綱(抜粋)	2
3 附属機関等の会議の公開に関する指針(抜粋)	3
4 栃木県国際戦略推進専門委員会の会議の公開に関する規程(案)	4
5 栃木県国際戦略推進専門委員会傍聴要領	5

栃木県国際戦略推進専門委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、栃木県国際戦略推進専門委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 本県国際化の総合的、効果的な推進を図る、栃木県国際戦略の策定に当たり、幅広い観点から意見を聴取するため、委員会を設置する。

(協議事項)

第3条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 栃木県国際戦略の策定に関すること
- (2) その他本県の国際化に関すること

(組織等)

第4条 委員会は、栃木県議会の議員、学識経験のある者、関係団体に属する者、在住外国人、公募により選考された者等のうちから20名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座 長)

第5条 委員会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、委員会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

(運 営)

第6条 委員会は、座長が招集し、座長が議事を運営する。

- 2 委員会は、座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、産業労働観光部国際課において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2（2020）年3月19日から実施する。
- 2 栃木県国際化推進計画策定委員会設置要綱（平成26年12月5日制定）は、廃止する。

附属機関等の設置及び運営に関する要綱（抜粋）

（附属機関等の会議の公開）

第8条 附属機関等の会議は、公開することを原則とし、運営の透明性及び公正な県政運営に資するものとする。ただし、「栃木県情報公開条例」（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

2 附属機関等の会議の公開に関する取り扱いについては、別に定める「附属機関等の会議の公開に関する指針」によるものとする。

附属機関等の会議の公開に関する指針（抜粋）

2 公開、非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、要綱第8条第1項の規定に基づき当該附属機関等の長がその会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

3 公開の方法等

- (1) 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該附属機関等の長が当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 公開する会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席及び記者席を設けるものとする。
- (3) 会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。
- (4) 公開した会議の結果については、報道機関に資料提供を行い、かつ、会議結果資料を作成し、県民プラザ及び各地方合同庁舎（以下「県民プラザ等」という。）並びに県ホームページにおいて閲覧に供するものとする。
なお、非公開の会議の結果についても、必要に応じ、公開した会議に準じて公表に努めるものとする。

4 会議の開催の周知

附属機関等は、公開の会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の1週間前までに記者クラブに資料提供を行うものとする。

なお、非公開の会議については、必要に応じ、公開の会議に準じて資料提供を行うよう努めるものとする。

また、公開の会議については、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、県民プラザ等及び県ホームページに掲示して、県民に周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- ア 附属機関等の名称
- イ 開催日時
- ウ 場所
- エ 議題
- オ 傍聴者の定員
- カ 傍聴手続
- キ 問い合わせ先

栃木県国際戦略推進専門委員会の会議の公開に関する規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、栃木県国際戦略推進専門委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開することを原則とする。ただし、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

2 会議の公開又は非公開の決定は、座長が委員会に諮って行うものとする。

3 委員会は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、座長が当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 公開する会議においては、傍聴を認める定員（記者を除く。）を10名とし、会場に傍聴席及び記者席を設けるものとする。

3 傍聴は、受付で傍聴希望者に氏名、住所を記載させた上で、先着順に定員に達するまで認める方法で行うものとする。ただし、定員に達した後も傍聴席等に余裕がある場合は、傍聴を認めるものとする。

4 会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を別紙のとおり定め、傍聴者への周知等会議開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2（2020）年8月12日から施行する。

栃木県国際戦略推進専門委員会傍聴要領

栃木県国際戦略推進専門委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、委員会の座長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 会議の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- ア 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- イ 会場において、騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- ウ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- エ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の座長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- オ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。